# 様式第1(第1条関係)

### 事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年1月31日

徳島県知事 殿

徳島県吉野川市鴨島町鴨島169-1 吉野川商工会議所 会頭 坂東 謙 徳島県吉野川市山川町翁喜台117 山川地域総合センター2F 吉野川市商工会 会長 犬伏 正春 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1 吉野川市 市長 原井 敬

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の 計画について認定を受けたいので申請します。

## (備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名:

吉野川商工会議所 山口 智広 吉野川市商工会 岡崎 博

### (別表1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I現狀

地域の概要・立地

(位置) 北緯34°03' 東経134°21'

#### (気象)

本市の気候は温暖で、平均気温は約16  $\mathbb{C}$ 、年間降水量は1, 400 mm前後で晴天が多い。また徳島県は台風の進路に当たることが多いので降水量は暖候期に多く寒候期に少ない。寒候期は空気の乾燥した日が続くことが多く、風は地形の影響で冬期は北西、夏期南東の風が吹きやすい傾向がある。

# (1) 地域の災害リスク

### 吉野川市

吉野川市は、徳島県北部のほぼ中央、吉野川の南岸に位置し、市域南部は四国山地の北部にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっている。これらの山々を水源とする飯尾川・桑村川・学島川・川田川などが市の北辺を東流する吉野川に合流している。

こうした河川によって形成された北部の沖積平野部を徳島市と池田町を結ぶJR徳島

線や国道192号が平行しながら東西に走っている。交通の利便は高く、県内の市や徳島空港、高松 空港、徳島自動車道の各ICが約30km圏内にある

## 【洪水リスク】

洪水による浸水深は、吉野川市商工会では、0.5メートルから3.0メートル、吉野川商工会議所、 吉野川市役所ではともに3.0メートルから5.0メートルと想定されており、市内の広い部分で浸 水リスクが存在する。

### 【土砂災害】

吉野川市内の山間部においては土石流危険渓流が存在し、土石流の発生により人家等に被害を与える リスクが存在する。

また山の麓域においては土石流警戒区域が点在している。

### 【地震】

2023年1月13日の政府の地震調査委員会によると南海トラフ地震については今後20年以内に発生する確率が従来の50%から60%程度に引き上げがなされた。

吉野川市においてはM9.0、最大震度6強が想定されており甚大な被害が発生するリスクがある。また中央構造線・活断層地震を震源とする巨大地震のリスクもあり、M7.7、最大震度6強と想定されている。

### 【感染症】

既知の感染症リスクに加え、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たなウイルスによる感染爆発により当市においても多くの人命や健康に重大な影響を与えるリスクがある。

# (2) 商工業者の状況

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考	
商工業者	製造業	155	130	川島地区を中心に広く分布	
	建設業	208	175	広く分布	
	卸小売業	542	450	鴨島地区を中心に広く分布	
	サービス業	938	800	広く分布	

# (3) これまでの取組

### 1) 吉野川市の取組

- 公共施設耐震化工事
- ・公共施設の新築・改築時に避難施設として整備
- 指定避難所に食糧、応急物資を備蓄
- ・防災行政無線の整備
- ・雨水ポンプ・市道の整備時に災害軽減工事
- ・地域防災計画の策定
- ・業務継続計画(BCP)の策定
- ・洪水・土砂災害・ため池ハザードマップの作成
- ・避難所運営マニュアルの作成
- ・防災訓練の実施
- ・吉野川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

# 2) 吉野川市商工会の取組

- ・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知
- ・事業者BCP等策定セミナーの開催

# 3) 吉野川商工会議所の取組

・事業者BCP等に関する国、県の施策の周知

### Ⅱ課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き 彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

### Ⅲ目標

吉野川商工会議所・吉野川市商工会それぞれで下記の目標を掲げる

・実施期間中における事業継続力強化計画策定支援数の目標 各所20事業者

(令和5年度:4事業者、令和6年度:4事業者、令和7年度:4事業所、令和8年度:4事業所、令和9年度:4事業所)

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、吉野川商工会議所、吉野川市商工会と吉野川市の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。 ※その他
  - ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和5年4月1日~令和10年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
- ・吉野川商工会議所、吉野川市商工会と吉野川市の役割分 p 担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

## < 1. 事前の対策>

吉野川市地域防災計画に沿った形で災害発生時の行動計画を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に 取り組めるようにする。

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国・県の施策の紹介や、リスク対策の 必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを 周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供できるよう努力する。
- 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
- ・吉野川商工会議所・吉野川市商工会 ともに令和4年度策定済
- 3) 関係団体等との連携
- ・連携協定を結ぶ大手損保会社4社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険 (生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

- 4) フォローアップ
- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- 5) 当該計画に係る訓練の実施
- ・自然災害(マグニチュード7の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

### < 2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
- 1) 応急対策の実施可否を行う。
- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当所と当市で共有する。)

- ・未知または新たな感染症の発生があった時は国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、吉野川市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。
- 2) 応急対策の方針決定
- ・吉野川商工会議所、吉野川市商工会と吉野川市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の判断で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身の安全確保をした上で警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

_	
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、 「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が 発生している。
	・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
	・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
	・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

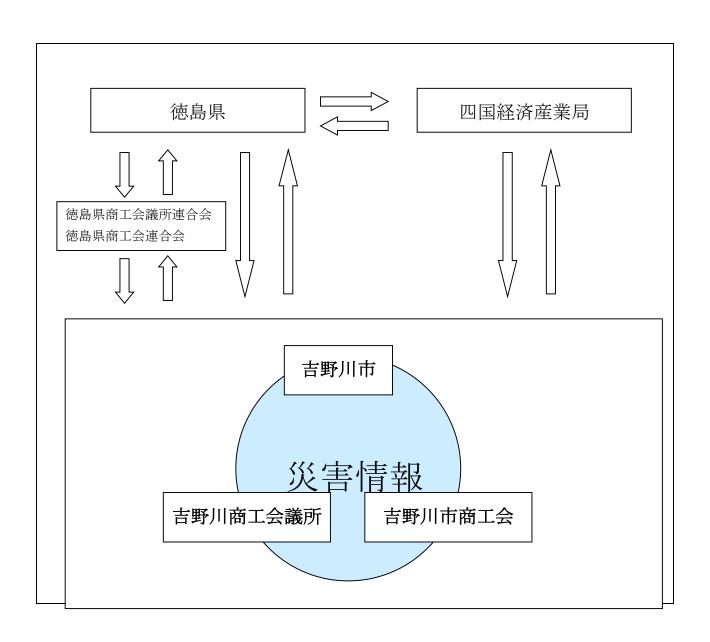
### ・発災後の情報共有

727 (1) (1) (1)	
発災後~1週間	1日に3回程度共有する
1週間~2週間	1日に2回程度共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回程度共有する
1ヶ月以降	2日に1回程度共有する

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害状況に関する情報を迅速に報告し、それに対する 指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害を防止するため、被災地域で行う活動内容を決める。
- ・両支援機関及び吉野川市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ確認を行う。
- ・両支援機関及び吉野川市が共有した情報は、県の指定する方法により吉野川商工会議所、吉野川市商工会または吉野川市から県へ報告する。
- ・感染症流行の場合は、国や県等からの情報や方針に基づき、両支援機関と吉野川市が共有した情報を県の指定する方法にて吉野川商工会議所、吉野川市商工会または吉野川市から県へ報告する。

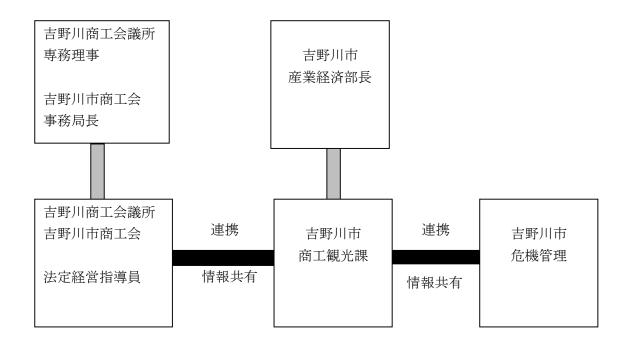
### ※連絡ルート



### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の 事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/ 経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先 吉野川商工会議所 山口智広

吉野川市商工会 岡崎 博

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
  - ・他の職員のスキルや支援力を高めるため、指導、助言等の実施。

- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所
  - (1) 吉野川商工会議所

〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島169-1 TEL 0883-24-2274 / FAX 0883-24-2288 E-mail info@yoshinogawacci.jp

(2) 吉野川市商工会

〒779-3401 徳島県吉野川市山川町翁喜台 1 1 7 山川地域総合センタ 2 F TEL 0 8 8 3 - 4 2 - 5 6 4 2 /FAX 0 8 8 3 - 4 2 - 5 3 4 9 E-mail tsci3000@tsci.or.jp

### ②関係市町村

(1) 吉野川市商工観光課

〒776-0010 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 - 1
TEL 0 8 8 3 - 2 2 - 2 2 2 6 /FAX 0 8 8 3 - 2 2 - 2 2 3 7
E-mail shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

- < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>
- ・相談窓口の開設(事前に吉野川市、吉野川商工会議所、吉野川市商工会で協議) (設置場所の安全確保や管轄内の被害状況の把握)
- ・緊急時に有効な行政の行う被災事業者施策を地区内小規模事業者等への周知と手続き支援。
- < 5. 地区内小規模事業者に対する復旧支援>
- ・行政の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し必要な支援を行う。
- ・被害の規模が大きな場合は、被災地以外の地域から応援派遣の要請を行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

# (別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

吉野川商工会議所(単位 千円)

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な	な資金の額	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0
	• 専門家派遣	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
	・セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
	・防災・感染症対策費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

吉野川市商工会議所 (単位 千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0
・専門家派遣	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・セミナー開催費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
・防災・感染症対策費	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

# (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

	連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
	並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	は推しては松上で車型の中で
	連携して実施する事業の内容
1	
2	
3	
•	
•	
•	
	連携して事業を実施する者の役割
1	
2	
3	
•	
•	
•	*************************************
	連携体制図等
1	
2	
4	
3	
L	